U_{28} ＝ 0.0241
U_{29} ＝ 0.0241
U_{30} ＝ 0.02364
$U_{令元}$＝ 0.02337
$U_{令2}$ ＝ 0.02377
$U_{令3}$ ＝ 0.00325
$U_{令4}$ ＝ 0.00550
$U_{令5}$ ＝ 0.00700

V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）における都道府県の負担金に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和３年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、令和３年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、令和３年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額として総務大臣が通知した額

$W_{令3}$ ＝ 0.00325
$W_{令4}$ ＝ 0.00550
$W_{令5}$ ＝ 0.00700

X_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第 14 条第 2 項に規定する方法により支払われるものに限る。）並びに独立行政法人水資源機構の業務における都道府県の負担金（平成 22 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基

U_{28} ＝ 0.0241
U_{29} ＝ 0.0241
U_{30} ＝ 0.02364
$U_{令元}$＝ 0.02337
$U_{令2}$ ＝ 0.00200
$U_{令3}$ ＝ 0.00325
$U_{令4}$ ＝ 0.00550

V_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）における都道府県の負担金に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、令和 3 年度及び令和 4 年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、令和 3 年度及び令和 4 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、令和 3 年度及び令和 4 年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額として総務大臣が通知した額

$W_{令3}$ ＝ 0.00325
$W_{令4}$ ＝ 0.00550

X_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第 14 条第 2 項に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務における都道府県の負担金（平成 22 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に